

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県山武市長

公表日

令和5年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対して最低限度の生活を営むのに必要な生活を保障し、その自立を助長することを目的として生活保護を実施する。 山武市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 以下は、山武市福祉事務所から社会保険診療報酬支払基金へ委託 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバ、番号連携サーバ、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二の9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8, 9, 11, 12, 17, 19, 20, 21, 22, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53, 55条</p> <p>(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二の26の項 2. 別表第二省令 ・第19条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山武市 保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒289-1392 山武市殿台296番地 山武市 総務部 総務課 行政係 (0475-80-1112)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒289-1392 山武市殿台296番地 山武市 保健福祉部 社会福祉課 保護係 (0475-80-2616)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 齊藤 忠志	社会福祉課長 綿貫 映子	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 綿貫 映子	社会福祉課長 浅野 たき江	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 浅野 たき江	社会福祉課長 加瀬 英男	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更			事後	
令和3年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法 ・第19条第7号 別表第二の9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8, 9, 11, 12, 17, 19, 20, 21, 22, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53, 55条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 ・第19条第7号 別表第二の26の項</p> <p>2. 別表第二省令 ・第19条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二の9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8, 9, 11, 12, 17, 19, 20, 21, 22, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53, 55条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二の26の項</p> <p>2. 別表第二省令 ・第19条</p>	事後	
令和4年11月21日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の15の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p>	<p>1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の15の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>山武市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①保護の決定及び保護の給付。 ②保護申請者及び被保護者または被保護者であった者等についての資産、収入等に係る調査。 ③被保護者についての生活実態把握及び自立への支援。 ④情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う。</p>	<p>き、生活に困窮する市民に対して最低限度の生活を営むのに必要な生活を保障し、その自立を助長することを目的として生活保護を実施する。</p> <p>山武市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 以下は、山武市福祉事務所から社会保険診療報酬支払基金へ委託 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	事前	生活保護システム改修等前事務の概要を整理
令和5年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	生活保護システム、中間サーバ、番号連携サーバ	生活保護システム、中間サーバ、番号連携サーバ、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	生活保護システム改修等前

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月19日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 十分である	事前	医療扶助のオンライン資格確認(準備行為含む)開始前